

報道関係者 各位

令和6年8月30日(金)

【照会先】

愛知労働局労働基準部賃金課

賃金課長 平井 秀明

主任地方賃金指導官 鈴木 淳司

電話番号 052(972)0258

愛知県最低賃金を1,077円に上げます

愛知労働局長(小林 洋子)は、愛知県最低賃金を50円引き上げ、時間額1,077円に改正することを決定し、本日、官報公示を行いました。

1 愛知地方最低賃金審議会(会長 中山徳良)は、本年7月4日、愛知県最低賃金の改正決定に係る諮問を受け、同年8月5日、愛知労働局長に対し、現行の愛知県最低賃金時間額1,027円を50円引き上げ、時間額1,077円に改正決定する旨の答申を行いました。

この答申を受けて愛知労働局長は、異議申出などの所要の手続きを行い、本日(8月30日)、官報公示を行いました。

効力発生日は令和6年10月1日です。(裏面参照)

2 厚生労働省では、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引き上げを図るため、「業務改善助成金」制度を設けています。詳しくは、別添のリーフレットをご参照ください。

3 そのほか、中小企業・小規模事業者の支援事業として、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対してワン・ストップで無料相談に応じる「愛知働き方改革推進支援センター」や、年収の壁のために就業調整を図ることが想定される労働者の処遇改善と人手不足の解消を図るための「キャリアアップ助成金」制度を設けています。こちらも、詳しくは、別添のリーフレットをご覧ください。

「愛知県最低賃金」改正決定状況

令和6年8月30日官報公示

	現行最低賃金額	答申最低賃金額			参 考
	効力発生日 令和5年10月1日	効力発生予定日 令和6年10月1日	引上額	引上率	前年の 引上額
時間額	1,027 円	1,077 円	50 円	4.87 %	41 円

(参考)

1 愛知県の事業所数は、343,572 事業所、従業者数は 4,056,894 人です。

(令和3年経済センサス-活動調査 集計 第1 - 1表 2021年6月1日調査)

2 愛知労働局ホームページにおいても情報提供しています。

最低賃金の改定が予定される10月より前に！ 活用すると大変有効！

業務改善助成金！

- 愛知県最低賃金については、令和6年10月1日から、過去最大50円の大幅な引上げにより、時間額1,077円となる予定です。
- 業務改善助成金は、事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等（例：POSレジシステム、食器洗い乾燥機、リフト付き福祉車両等）を行う場合、その**設備投資などに要した費用の一部（最大600万円）を助成する制度**であり、最低賃金の改定が予定される10月より前に活用していただくと大変有効です。
- 愛知県最低賃金の改定が近づいている、まさに今、本助成金の申請を検討してみませんか。

（※ 有効活用のための申請期限は令和6年9月30日（必着）です。）

対象となる事業者

- 中小企業・小規模事業者であること
- 申請する事業場内で最も低い時間給が、**1,027円以上1,077円以下**であること（※10月1日からは50円引き上げられ、**1,077円以上1,127円以下**になります。）
- 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がない**こと

支援内容

- 設備投資などに要する費用に助成率を乗じた金額を、助成上限額の範囲内で支給します。
- **（例）20万円のPOSレジシステムを購入した場合
支給額：20万円×3/4＝15万円**

（注）・事業場内最低賃金の引上げは、交付申請後に行う必要があります。
・地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合は、発効日前に交付申請し、発効日前に所定の賃金額以上の引上げを行う必要があります。発効日後に引き上げる場合は、発効日以後の最低賃金額から所定の賃金額以上の引上げを行う必要があります。

まずは気軽にお問合せを！

- **お問合せ** 業務改善助成金コールセンター（0120-366-440）
- **交付申請書等の提出** 愛知労働局雇用環境・均等部企画課（052-857-0313）



タスケくん

参考ウェブサイト

厚生労働省ウェブサイト

「業務改善助成金」

最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。

業務改善助成金



最低賃金特設サイト

全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

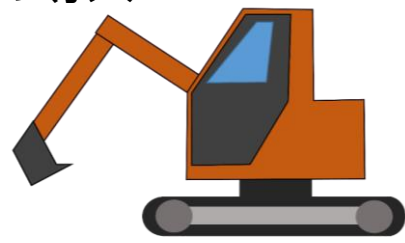
最低賃金特設サイト



各業種における生産性向上設備導入例

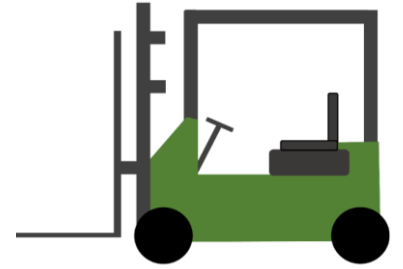
建設業

- 新型クレーンの導入
- 新型ボーリングマシンの導入
- コンクリートカッターの導入
- ステンレス製型枠の導入
- 施工管理システムの導入
- 建築見積システムの導入
- 監視カメラの導入



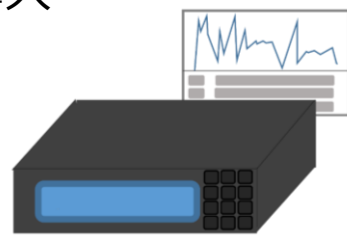
製造業

- フォークリフトの導入
- 梱包機の導入
- 充填機の導入
- 新型加工機械の導入
- デジタル検査機の導入
- 洗浄機の導入
- ベルトコンベアの導入



運送業

- デジタル式運行記録計（デジタルタコグラフ）の導入
- 貨物積み下ろし予約システムの導入
- フォークリフトの導入
- 洗浄機の導入
- 特殊用途自動車の導入
- タブレットの導入



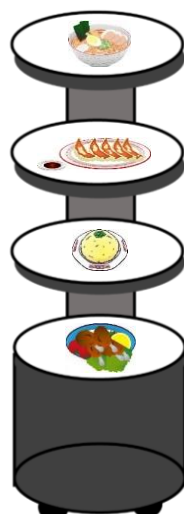
小売業

- POSレジシステムの導入
- バーコードリーダー商品管理システムの導入
- ラベルプリンターの導入
- 自動釣銭機の導入
- 顧客管理システムの導入



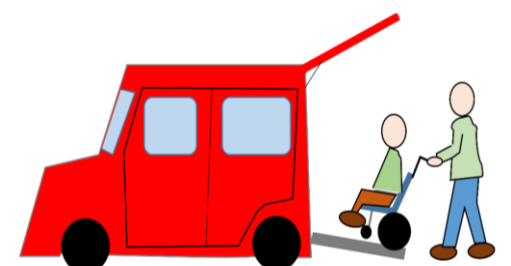
飲食業

- 配膳ロボットの導入
- セルフオーダーシステムの導入
- POSレジシステムの導入
- 食器洗浄機の導入
- 業務用全自動炊飯器の導入
- 全自動製氷機の導入
- 自動ゆで麺機の導入
- 券売機の導入



社会福祉業

- リフト付き福祉車両の導入
- パワーアシストスーツの導入
- 見守りセンサーの導入
- タブレットの導入
- インターカム（相互通信式構内電話）の導入



愛知働き方改革推進支援センターに 働き方改革は お任せください!



愛知働き方改革推進支援センター公式キャラクター

アイチロちゃん

整った労働環境を好むキレイ好きなキツネ。
愛知労働局の「愛」とキツネ文化から生まれました。



個別企業訪問相談

貴社を訪問し、専門家と対面相談



電話・来所相談

当センター内で専門家が
電話と来所の相談



セミナー開催・講師派遣

セミナー・WEBセミナーの実施開催



オンライン相談

公式LINEアカウントから
ご予約できます!

相談無料

社会保険労務士等の専門家が無料で相談対応等のご支援をいたします

こんなお悩みや課題は迷わずご相談ください

※これらは相談事例の一部です。
他の相談もOK。

- 就業規則見直し
- 賃金引上げに向けた取組み
- 活用可能な助成金
- 三六協定の締結・届出
- 同一労働同一賃金
- 人材不足対応(育成含む)
- 業務効率化から始めたい
- 時間外労働の上限規制

中小企業・個人事業主のための 無料相談窓口

愛知働き方改革推進支援センター



*当センターは、駐車場がございません。公共交通機関での来所を推奨いたします。
受付日時：月～金曜日(祝日等を除く) 午前9時～午後5時

電話
0120-006-802

E-mail
aichi@task-work.com

ファックス
052-364-9028

ホームページ

働き方改革推進支援センター

LINE 公式アカウント

気軽に相談してみよう!



QRコードを読み込むか、
お友達追加して下さい!

ID @aichirochan



愛知働き方改革推進支援センター 専門家による無料相談 申込票

お電話による申込



☎ **0120-006-802**

WEB フォームによる申込




会社名 事業所名			代表者名		
業 種			従業員数	名 (うち 非正規雇用労働者)	
住 所	〒 -				
担当部署/役職	/		氏 名		
電話番号	() -		FAX 番号	() -	
メールアドレス	@				
相談希望日時	第1希望 月 日 / 時から		第2希望 月 日 / 時から		<input type="checkbox"/> 電話で調整を希望
相談方法 (どちらかに○)	※会社・事業所へ訪問 ・ センターへ来所				
相談内容 (ご希望内容にチェック)	<input type="checkbox"/> 働き方改革で何から手をつけたらよいか分からない <input type="checkbox"/> 生産性向上(業務効率化・IT活用) <input type="checkbox"/> テレワーク勤務の導入 <input type="checkbox"/> 人材採用・人材確保 <input type="checkbox"/> 人材育成・教育訓練 <input type="checkbox"/> 長時間労働の是正 <input type="checkbox"/> 有給休暇の取得義務化への対応 <input type="checkbox"/> 高齢者活用・再雇用 <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金 <input type="checkbox"/> ハラスメント対策		<input type="checkbox"/> 働き方改革関連法への対応全般 <input type="checkbox"/> 補助金・助成金制度の活用 <input type="checkbox"/> 社員定着(退職防止) <input type="checkbox"/> 給与体系・賃金制度(評価制度) <input type="checkbox"/> 労働時間管理(時間外労働他) <input type="checkbox"/> 女性の活躍推進 <input type="checkbox"/> 外国人の就労・受け入れ <input type="checkbox"/> 職場風土(コミュニケーション) <input type="checkbox"/> 36協定・就業規則の見直し等		
	<input type="checkbox"/> その他 ※特に相談したい内容がございましたら、こちらにご記入ください。				
この専門家相談を 知ったきっかけ	<input type="checkbox"/> 労働基準監督署からの紹介 <input type="checkbox"/> ハローワークからの紹介 <input type="checkbox"/> 労働局からの紹介 <input type="checkbox"/> 商工会議所・商工会からの紹介 <input type="checkbox"/> 会計事務所からの紹介 <input type="checkbox"/> 金融機関からの紹介 <input type="checkbox"/> ホームページを見て <input type="checkbox"/> 実施機関(タスクール Plus)の紹介 <input type="checkbox"/> その他()				

※ご記入いただいた個人情報は当センターが厳重に管理し、この目的以外では使用しません。

お問い合わせ先

愛知働き方改革推進支援センター (実施機関/株式会社タスクール Plus)

〒464-0855 愛知県名古屋千種区千種通 7-25-1 サンライズ千種 3 階 (タスクール内)

☎ 0120-006-802 ☎ 052-364-9028 ✉ aichi@task-work.com

※会社・事業所への訪問相談の申込期間 令和6年4月1日~令和7年3月7日

パート・アルバイトで働く方が

「年収の壁」を意識せず

に働ける環境づくりを後押しします。



パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、
厚生年金・健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

年収130万円以上となることで、
国民年金・国民健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、
厚生年金や健康保険の加入に併せて、
手取り収入を減らさない取組^(※)
を実施する企業に対し、
労働者1人当たり最大50万円
の支援をします。

- (※) ・社会保険適用促進手当を支給
(社会保険料の算定対象外)
・賃上げによる基本給の増額
・所定労働時間の延長

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、
繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、
収入が一時的に上がったとし
ても、事業主がその旨を証明
することで、
引き続き被扶養者認定が可能
となる仕組みを作ります。

▶ この他に「配偶者手当への対応」もあり、各対応の詳細は裏面をご覧ください。

年収の壁突破・総合相談窓口

 **0120-030-045**

(フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日 8:30~18:15

(土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)

年収の壁に関する
厚生労働省HP



「106万円の壁」への対応

◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】

詳細はこちら



労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の 15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
② 賃金の 15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円
③ 賃金の 18%以上を増額	3年目 10万円

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

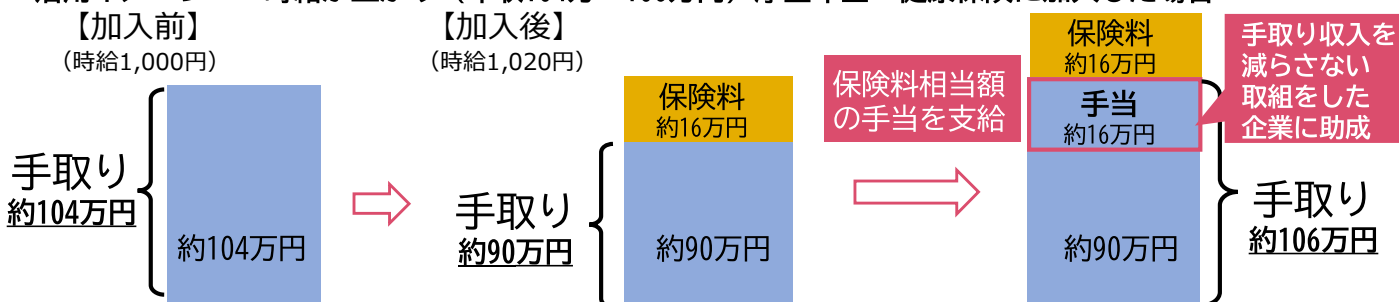
※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

◆社会保険適用促進手当

事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

<活用イメージ> 時給が上がり(年収104万→106万円)厚生年金・健康保険に加入した場合

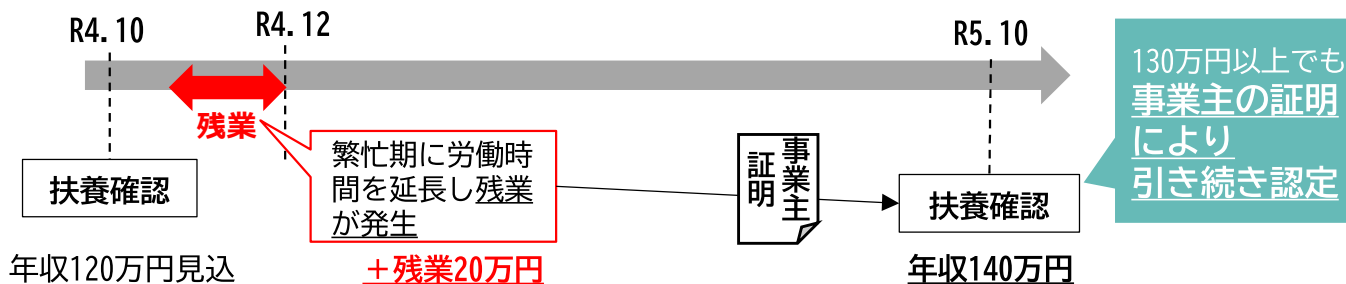


(※) 保険料は、厚生年金、健康保険(協会けんぽ)等の保険料率で計算した場合の労働者本人の負担額。
なお、手取り収入は税金については考慮していない。

「130万円の壁」への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



配偶者手当への対応

詳細はこちら



企業の配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表しました。

年収の壁対策として

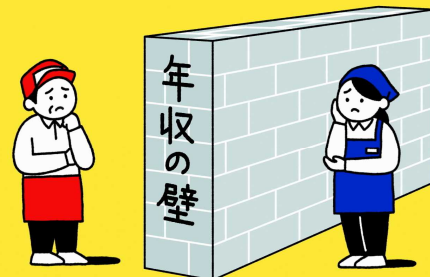
キャリアアップ助成金

労働者1人につき**最大50万円**助成します！

年収の壁対策の取り組みを行うことで、

労働者にとっては、「年収の壁」を意識せず働くことができ、
社会保険に加入することで、**処遇改善につながる！**

事業主の皆様においては、**人手不足の解消に！**



出典：政府広報オンライン (https://www.gov-online.go.jp/media/commercials/202312/video-270966.html)

キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」

※令和6年10月の社会保険の適用拡大に伴って、新たに加入対象となる労働者に対して以下の取組を行う場合、本助成金を活用できます。

○労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取組を行った事業主に助成します。

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当等)	1年目 20万円 (注)
② 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当等) 他	2年目 20万円 (注)
③ 賃金を 18%以上 増額 (労働時間延長による手取り増も含む)	3年目 10万円

(注) 1, 2年目は取組から6ヶ月ごとに支給申請 (1回あたり10万円支給)

◆社会保険適用促進手当

本人負担分の保険料相当額を上限として、社会保険料の算定対象としない取扱いを受けられる手当 (標準報酬月額10.4万円以下の者に限る)。

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
※ (2) 4時間未満の延長の場合は、併せて基本給の増額が必要。
※ 1年目に(1)①、2年目に(2)の助成も受給可 (併用メニュー)。(上述を除き、1人に対して2つのメニューの助成は受けられません。)

※ 令和8年3月31日までの間に新たに社会保険の加入要件を満たし、加入する者への取り組みが助成対象になります。

【注意点】

対象となる労働者は、社会保険の加入日の6か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

【手続き】

- ・助成金を受けるには、事前※にキャリアアップ計画書を都道府県労働局へ提出してください。
- ※本コースの場合、社会保険加入日の前日まで (令和6年10月1日加入の場合、同年9月30日まで)。
- ・取組を6か月間継続した後、2か月以内に支給申請してください (流れは裏面ご参照)。

対象者以外にも賃上げを行う場合の本助成金の活用方法

○非正規雇用労働者の基本給を定める賃金規定 (賃金テーブル等) を増額改定する場合、キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース) を併用することもできます。

<例> **パート従業員全員 (40人) の時給を5%UP (例: 1,000円→1,050円) させる場合**

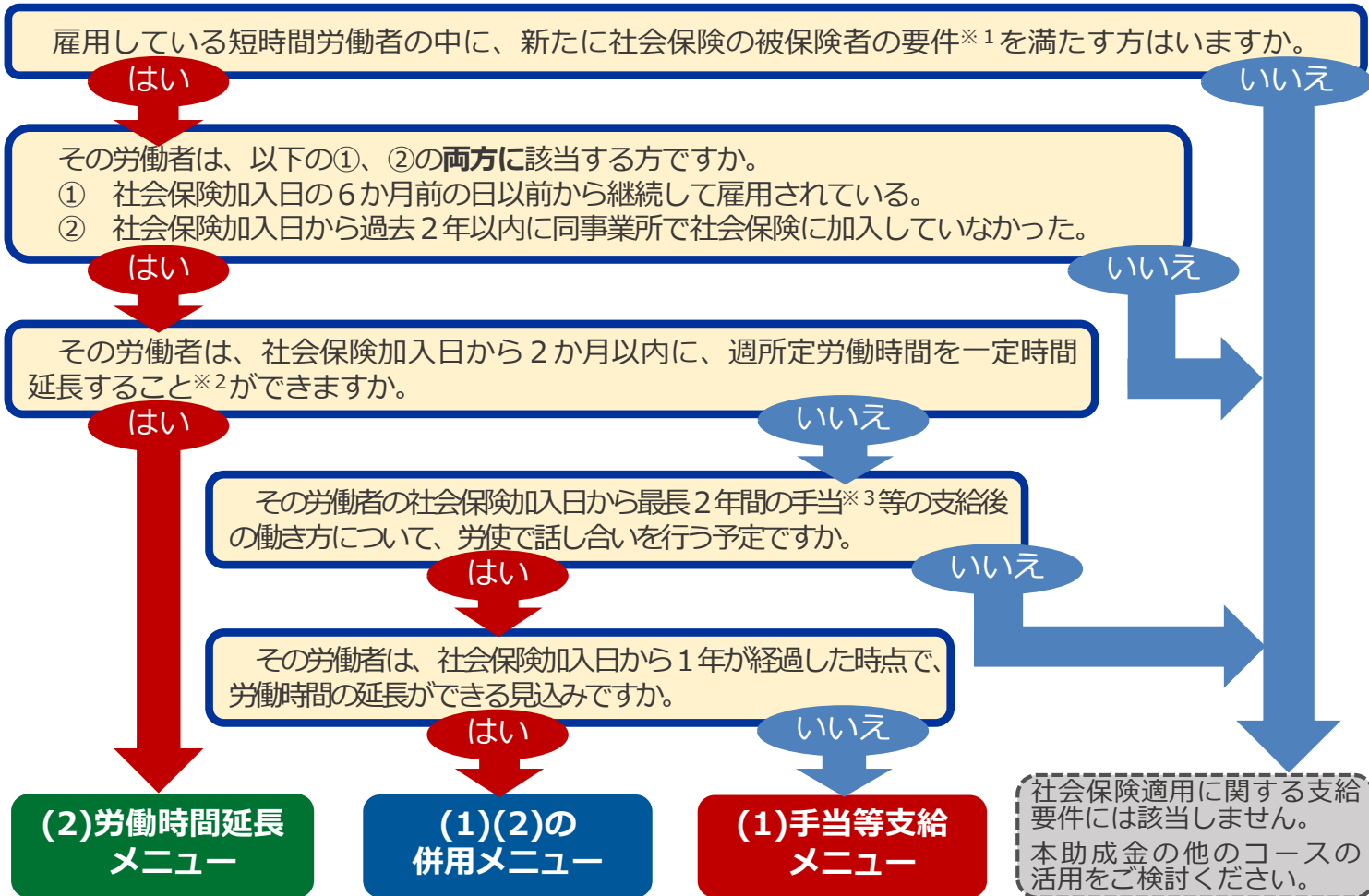
- ・新たに社会保険に加入するパート従業員 **8人**
 - うち、労働時間を延長できる **3人** ▶ 3時間延長 + 5%賃上げ ▶ **労働時間延長メニュー**
 - うち、労働時間の延長が難しい **5人** ▶ 5%賃上げ } ▶ **賃金規定等改定コース**
- ・既に社会保険に加入しているパート従業員 **32人** ▶ 5%賃上げ } ▶ **賃金規定等改定コース**

キャリアアップ助成金の別のコースを活用

【注意点】

改定後最低賃金の発効日以後、改定後最低賃金額までの賃金引上げ分は、助成金の要件である「賃上げの取組」に含めることはできません。

対象となる労働者をチェックしましょう！

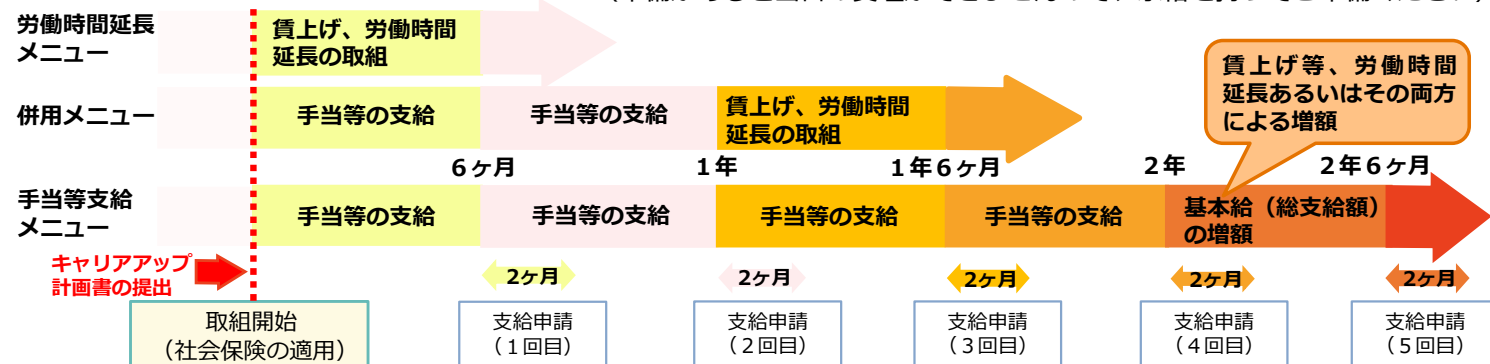


- ※1 厚生年金保険の適用対象者（フルタイム従業員、週の所定労働時間及び月の所定労働日数がフルタイム従業員の4分の3以上の者）が常時101人以上（令和6年10月以降は51人以上）の企業等の場合、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上の者であること（学生、雇用見込み2か月未満の者を除く）。同適用対象者が常時100人以下（令和6年10月以降は50人以下）の企業等の場合、上述の厚生年金保険の適用対象者に該当する者であること。
- ※2 週所定労働時間を4時間以上延長、または3時間以上延長するとともに基本給を5%増額改定する等の措置。詳しくは、表面の「(2)労働時間延長メニュー」をご覧ください。
- ※3 社会保険適用促進手当（標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない取り扱いとする手当）

キャリアアップ計画書※を事前に作成・提出しましょう！

※雇用保険適用事業所単位でキャリアアップ管理者を設置し、労働者代表者の意見を聞いて作成する計画のこと。

- 取組開始日の前日までに、キャリアアップ計画を作成し、管轄労働局へ提出してください。（不備があると当日の受理ができませんので、余裕を持ってご準備ください）



- キャリアアップ助成金の詳細については、都道府県労働局またはハローワークまでお問合せください。
- 各都道府県の働き方改革推進支援センターでも助成金に関する相談を受け付けています。最寄りのセンターの連絡先は
- 「年収の壁突破・総合相談窓口」（コールセンター）にもご相談いただけます。

年収の壁突破・総合相談窓口（フリーダイヤル・無料）



0120-030-045

受付時間 平日 8:30~18:15

（土日・祝日・年末年始（12/29~1/3）はご利用いただけません。）

厚生労働省公式HP

